

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
3	R6.4.12	R6.6.7	<p>恩賜上野動物園新たな乗り物選定に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録 ・選定されなかった応募者の企画提案書 			1												<p>(第7条第5号) 当該資料は、恩賜上野動物園新たな乗り物選定審査委員会資料であり、委員会の会議録に該当する。不開示とした資料を公にすることにより、今後、都が行う技術審査事務において、各委員の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められるため。</p> <p>(第7条第6号) 不開示とした資料を公開することにより、各委員との信頼関係が失われ、今後、都が行う技術審査事務に協力を得られなくなるなど都の事業運営に支障が生じるおそれがあるため。</p> <p>(第7条第3号) 当該企画提案書は、恩賜上野動物園新たな乗り物選定審査・決定基準に従い、法人が独自に作成・提出したものであり、公にすることにより、当該法人が保有する技術情報、施設運営方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p> <p>(第7条第6号) 本事業は、提案書を事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないことを公に公募事務を行っている。不開示とした資料を公開することにより、当該法人との信頼関係が失われ、都の事業に協力が得られなくなるなど、今後の都の事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	建設局 公園緑地部 公園建設課
4	R6.5.28	R6.6.10	<p>汐入公園遊具等改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注時の以下の資料 見積参考資料、積算内訳書（金抜き）、 工事工程表、設計内容質問における留意点、特記仕様書、図面 	※	1													建設局 公園緑地部 公園建設課	

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
5	R6. 5. 28	R6. 6. 10	汐入公園遊具等改修工事その2 ・ 質問回答書 ・ 発注時の以下の資料 見積参考資料、積算内訳書（金抜き）、 工事工程表、設計内容質問における留意点、特記仕様書、図面	※	1														建設局 公園緑地部 公園建設課
6	R6. 6. 3	R6. 6. 17	猿江恩賜公園受変電設備改修工事 共通費算定書	※	1														建設局 公園緑地部 公園建設課
7	R6. 6. 11	R6. 6. 17	谷地川整備工事（その7）の図面のうち 平面図（1/2～2/2） 横断図（1/6～6/6） （個人情報を除く）	8	1														建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
8	R6. 6. 10	R6. 6. 18	平成30年度山田急傾斜地崩壊防止工事（その4）設計図一式（平成30年8月） 平成29年度山田急傾斜地崩壊防止工事に伴う修正設計（その2）の報告書のうち表紙、目次、P1-1～1-3及びP3-1～3-32（平成30年1月） （個人情報を除く）	※	1														建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
9	R6. 4. 22	R6. 6. 18	・ 都立公園建物改修等に関する基礎調査委託業務報告書（令和6年3月）	※	1														建設局 公園緑地部 計画課

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
10	R6. 4. 22	R6. 6. 18	都立公園建物改修に関する基礎調査委託に係る以下の資料 ・打合せ記録簿 ・原議一式	※	1														<p>(第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することのできる情報であるため。</p> <p>(第7条第3号) 未公表の法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p> <p>(第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(第7条第4号) 公にすることにより偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。</p> <p>(第7条第6号) 今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。</p>	建設局 公園緑地部 計画課

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
11	R6. 4. 24	R6. 6. 18	<p>1 公文書の件名 「環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事」に関する以下の資料 ・登録単価一覧表（ケーソン、シールド） ・特別調査依頼書（平成28年4月28日付け） ・特別調査報告書（平成28年5月31日付け） ・見積依頼書一式 ・見積決定根拠資料 ・施工パッケージ算出根拠資料 ・数量計算書 ・工程算出根拠資料 ・経費控除対象算定根拠資料 ・機械損料及び電力量損料計算書（シールド） ・仮設鋼材等損料計算書 ・直接工事費の算出根拠資料（数量計算書） ・共通仮設費の算出根拠資料 ・処分地選定根拠資料</p>	※	1													<p>(第7条第6号) 業者から提供された積算基準を元に設計しており、提供元を公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。</p> <p>(第7条第3号) 見積業者の経営上の情報であり、これらを開示した場合には他の業者に経営上の情報が知られることとなり、当該業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p> <p>(第7条第6号) ・今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。また、見積業者から提供された単価等について、公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・都が行う公にしている見積精査の過程であり、開示することにより、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。</p> <p>(第7条第6号) 他局等から提供された積算基準を元に設計しており、提供元を公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(第7条第6号) 他局等から提供された積算基準を元に設計しており、提供元を公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 都が行う公にしている見積精査の過程であり、開示することにより、今後の適切な単価設定に支障が生じる恐れがあるため。</p> <p>(第7条第3号) 団体の経営上の情報であり、これらを開示した場合には、当該団体の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p>	建設局 第三建設事務所 工事第二課

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
16	R6.6.12	R6.6.26	(1) 特定整備路線の整備方針等について(通知)(令和6年1月5日付5建用第178号及び5建道建街第69号) (2) ア 建設局土地収用制度適用基準(平成15年4月1日付14建用調第169号) イ 「建設局土地収用制度適用基準」の運用の一部改正について(通知)(令和6年3月29日付5建用調第267号) (3) 令和6年度の用地取得について(令和6年4月1日付5建用第283号)	※	1														建設局 用地部 機動取得推進課	
17	R6.6.12	R6.6.26	(1) 令和6年度機動取得推進課事務分担表(令和6年5月1日時点) (2) 令和6年度機動取得担当への引継案件及び返還案件並びに事務所との事務分担の決定について(通知)(令和6年3月4日付5建用第242号)	※	1					1				1	1				(第7条第2号) 個人に関する情報で、公にすることにより、個人の利益を害するおそれがあるため。 (第7条第2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものため。 (第7条第6号) 都が行う用地取得事務に関する情報であって、公にすることにより、権利者との信頼関係を損ない、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第5号及び第6号) 東京都の内部情報であって、公にすることにより、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、都が行う用地取得事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第2号) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	建設局 用地部 機動取得推進課

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
18	R6. 6. 21	R6. 6. 26	・ 令和2年3月9日付関財東統3契第6205号 国有財産無償貸付契約書	5	1															建設局 公園緑地部 公園課
19	R6. 5. 7	R6. 6. 27	東京都市計画事業環状第7号線用地として、昭和45年7月11日に〇〇が東京都に売渡した土地（土地の所在：〇〇）についての、土地売渡証の副本					1												建設局 第五建設事務所 用地課
20	R6. 5. 7	R6. 6. 28	東京都市計画事業環状第7号線用地として、昭和45年7月11日に〇〇が東京都に売渡した土地（土地の所在：〇〇）について、隣接土地所有者が立会い署名捺印した立会確認書類（隣接土地の所在：〇〇）					1												建設局 第五建設事務所 用地課

表の見方

<決定区分>

・ 開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

・ 一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・ 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・ 決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・ 光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。